

別紙添付①

裁判所書記官印

本人調書

(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示	平成25年(ワ)第6239号
期日	平成27年6月12日 午前10時00分
氏名	見上正美
年齢	[REDACTED]
住所	[REDACTED]
宣誓その他の状況	裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

別紙反証書のとおり

せん せい しょ
宣 誓 書

りょう しん したが ほん とう
良心に従って本当のことを

もう あ
申し上げます。

し 知っていることを隠したり、
かく

ないことを申し上げたりなど、

けつ 決していたしません。

いじょう ちか
以上のとおり誓います。

氏名見上正毛

印

被告東銀、同見上、同野中代理人富田

乙B第7号証を示す

この陳述書は、あなたが代理人弁護士に今回の件に関する事情を話し、まとめてもらい、最後に内容を確認して署名押印したということで間違いありませんか。

はい、間違いございません。

この陳述書においてどこか訂正すべき点はありますか。

はい、2点ございます。まず1点目が、三菱地所さんからＫＯパネルについての問題があるというご報告をいただいたのが平成22年1月15日と記載をしておりますけれども、正しくは1月14日でございました。もう一点目は、預金を差し押さえを受けた日付を平成22年2月16日と記載をしたと思いますけれども、2月9日付で命令を受けたということでございますので、訂正いたします。

あなたは、本件以外のTMKの取締役に就任したことはありますか。

はい、ございます。

現在は何社のTMKの取締役に就任していますか。

正確な数字は覚えておりませんが、10数社程度であったかと思います。

本件においてTMKが当事者となる契約書の調印などの業務は、具体的にどのような手順で行っていましたか。

契約書につきましては、調印は取締役である私が行いますが、基本的には優先出資者さんの合意を受けて、アレンジャーさんであったり特管者であったりから契約の依頼に基づいて調印を行ったということでございます。

個々の契約書の内容や文言の協議にあなたはかかわっていましたか。

いえ、かかわっておりません。

契約書の確定に当たって関係者間でどのようなやりとりがなされていたかは把握していないということですか。

はい、把握しておりません。

TMKの契約書への調印に際して、東銀リースの上司の決裁は必要でしたか。

いえ、必要はございません。

陳述書によれば、平成19年7月31日にTMKと原告との間で定期借地権設定契約書を締結された後、解約され、再度定期借地権設定契約書が締結されたとのことですね。

はい、そうです。

この契約書の締結に当たっての協議にも関与していないのですか。

はい、関与しておりません。

契約書の調印の際には、原告のどなたかと会ったり話したりはしましたか。

いえ、会ったり話したりしておりません。

契約書は郵送でやりとりしていたんですか。

はい、たしか郵送であったと思います。

一度締結された定期借地権設定契約を解約してわざわざ新たに結び直したのはなぜですか。

いや、その経緯についても存じ上げておりません。

TMKは、本件事業遂行のため、鹿島建設との間で工事請負契約を締結しましたね。

はい。

本件建物の建築工事を鹿島に発注することや発注金額がどのような経緯で決まったのかは御存じですか。

いえ、存じ上げておりません。

発注当時は知らなかったとしても、後に地所から経緯についての報告は受けましたか。

はい。会議等で内容が決まって発注をしたというご報告を後で聞いております。

会議というのは、原告との会議ということですか。

はい。

そのときの会議の詳細については聞いていますか。

いえ、詳細については存じ上げません。

陳述書の中で、本件事業でTMKが建物を取得するための資金は原告と三菱地所による優先出資のほか、金融機関からの借り入れによって調達されることが予定されていましたと書かれていますが、具体的にどの金融機関から資金調達する予定であるかは聞いていましたか。

当時たしか大和証券さんがアレンジをされてたと思いますけれども、からこういうスキームのご紹介をいただいたときに三井住友銀行さんのお名前があったというふうに記憶をしております。

平成19年4月から8月にかけて三井住友銀行からの融資に関して原告、三菱地所、三井住友銀行、大和証券間でいろいろなやりとりがされていたようですが、あなたは関与していましたか。

いえ、関与しておりません。

原告が、平成19年8月、三井住友銀行の融資の話を断ったということは当時聞いていましたか。

いえ、聞いておりません。

TMKの取締役として資金調達がどのように進んでいるかは確認しなくてもよかったです。

はい。取締役としてはそういうものを一々確認するという必要はなかったというふうに理解をしております。

どうしてですか。

陳述書にも書いたと思いますけれども、TMKはそもそも優先出資者

の合意によって物事が進められるということでございますので、その資金調達について取締役であったり、あるいはTMK自身が意思決定をするといったことは、判断をするといったことは基本的にはないというふうに理解をしておりました。

本件だけではなく、ほかの案件においてもTMKの取締役として資金調達の決定に関与することはありませんでしたか。

はい、ございません。

TMKを使った開発案件で、資金調達に関する契約を締結する前に請負契約を締結する例はありますか。

よく覚えてはおりませんが、そういう例もあろうかと思います。

陳述書によれば、平成21年6月ころ、三菱地所の担当者から資金調達に関する協議が難航していることを聞いたとのことですが、それまでは本事業に関するスキームは特に問題がないという認識だったのですか。

はい、問題がないと認識しております。

陳述書によれば、それ以降、大洋社からのメールがあなたにも送付されるようになったとのことです、それ以前は直接原告とやりとりをしたことはなかったのですか。

はい、ございません。

鹿島建設に発注した本件建物は、当初平成22年1月15日に引き渡される予定でしたね。

はい。

そのころ、地所から本件建物にKOパネルに関する施工不良の問題が生じているとの報告を受けたため、優先出資社員に対して対応を協議するように書面で要求したことですね。

はい、そうです。

乙B第9号証を示す

その結果、三菱地所からTMKに送付された書面がこの書面ですか。

はい、そうです。

甲第69号証の3を示す

これが三菱地所の指示を受けて鹿島に提出した書面ですか。

はい、そうです。

鹿島への書面を出すに当たっては、原告の意向は無視していたんですか。

いえ、原告も同意をしていたというふうに理解をしております。

乙B第8号証を示す

この書面は、原告がチェン社代理人として三菱地所に宛てた書面がTMK取締役のあなたにもcccで送られたものですか。

はい、そうです。

この書面の3ページ目の上から2行目以降に、鹿島建設が是正改善工事を行い、国土交通省の検査を受けて合格するまでは引き渡しを受けてはならないとありますね。

はい、ございます。

この文面からして、原告みずから、TMKに対し、本件ビルの引き渡しを受けてはならないとの意向を示していたという認識だったのですか。

はい、そうです。

平成22年2月9日にTMKが保有する預金を原告に差し押さえられたとのことですが、差し押さえられた預金はTMKの唯一の預金でしたか。

はい、そうです。

そのことによりTMKのどのような支払いができなくなりましたか。

当時支払い予定をしておりました賃料、それからあとその他経費、優先出資に係る経費とか、あと法人税の支払いの予定もございましたけれども、そうした一切の支払いができないという状況でございました。

乙B第4号証を示す

平成22年4月24日にチェン社の加藤久美子氏からTMKの決算書類の提出を求められましたね。

はい。

この当時、原告はTMKの優先出資者ではなかったのですか。

はい。優先出資者はチェン社でございました。

どうしてですか。

原告の保有している優先出資は全額チェン社に譲渡されておりました。

乙B第5号証の1ないし3を示す

チェン社から決算書類の提出を求められたのに対して提出したのがこれらの書類ですね。

はい、そうです。

正式な決算書ではなく、仮となっているのはなぜですか。

本来、決算を行うに当たっては監査法人の監査を受ける必要がございました。ただし、当時TMKにはそれを支弁だけの資金はございません。また、決算を組むに当たって継続企業の前提に大きな疑義がございましたので、継続企業の前提の疑義といったものが解消されるということが優先出資者の合意を待っておりましたので、そういう仮として決算を組みました。

陳述書によれば、当時TMKは平成22年の事業報告書を提出できなかったとのことですね。

はい、そうです。

その理由として、監査費用を優先的に支払ってよいか判断できない状況となっていたと書かれているのですが、この時点ではTMKにはどれくらいの金銭がありましたか。

当時、預金の差し押さえを受けた後、中間法人からの特定出資を受けました。240万だったと思いますけれども、そこから法人税を支払

って、特定出資の費用を支払って、残ったものが、はっきり覚えてませんけれども、大体 100 万程度ではなかったかというふうに思っています。

その残ったお金から監査費用は支払えなかったのですか。

当時、先ほど申し上げたとおり、債務不履行が発生をしておりました。大きな賃料の支払いもできません。あの費用の支払いもできなかつた中で、監査を受けて、その費用を優先的に支弁するといったことの判断がつきかねたといった状況でございます。

事業報告書を提出できなかった理由として、会計監査法人から適正意見を取得することが困難な状況であったことも理由として挙げられているのですが、これはどのような趣旨ですか。

先ほど申し上げた、継続企業の前提に大きな疑義がございました。特定資産の取得が困難な状況の中でどのような会計を組むか、決算を組むかといったことについて適正な意見が出るような決算を組みたいということで状況を待ったということでございます。

状況を待ったというのは、何の状況を待ってたんですか。

優先出資者間でこの事業について継続をするといったところについて合意を得られるといったことを待ったということでございます。

原告からあなたが原告による帳簿閲覧請求を拒否したとも主張されているのですが、そのような事実はありましたか。

はい、ございます。

どうして拒否したんですか。

当時、原告は優先出資者ではございませんので、TMKの会計帳簿閲覧に対して、それに応じる義務が TMK 取締役としてなかつたというふうに理解しております。

TMKは、平成 23 年 4 月 20 日、東京地方裁判所に対して破産の申し立て

を行いましたね。

はい、いたしました。

破産申し立てに至るまでの間、関東財務局からはどのような指導を受けていましたか。

その前年の11月だったと思いますけれども、状況についてのご説明はしておった中で、いわゆる事業報告書が未提出であるということの解消、並びに流動化計画に定めた特定資産の取得が困難な状況についての解消、こういったことについて状況の報告を求められておりました。

そのような指導を受けて、TMKとしてはどのように対応しましたか。

優先出資者に対してこうした状況について解消するように、またそれについての状況について報告するようにといったことをお願いをしておりました。

乙B第6号証の1及び2を示す

これらの書面に今お話ししたような内容が記載されているのですか。

はい、そうです。

乙第6号証の1の3枚目、下から6行目を示す

ここにはTMKの解散手続への移行ないしは破産手続開始等の法的整理の申し立ての要否判断の基準時点は平成23年1月31日となっておりとあります、優先出資者に対してこの期限をめどにして協議をお願いしていたですか。

はい、そうです。

その後、この期限までに優先出資者間の協議に進展は見られましたか。

いえ、特に具体的な進展はなかったと思います。

期限としている平成23年1月31日付で三菱地所が原告に対して調停を申し立てていることは知っていましたか。

はい、知っていました。

調停が申し立てられていることについて、財務局にはどのように報告しましたか。

三菱地所さんから調停の申し立てをされているという事実のご報告とともに、こういったことで優先出資者間で協議がまとまるごとについてある程度猶予いただけないかというような趣旨のお話をしたというふうに記憶しております。

それに対して、財務局からはどのような回答がありましたか。

やはり特に具体的な解決策といったものを、報告を求められていたと思います。

そういう解決策が見当たらないのであればどうなるというような話もありましたか。

やはり当局としては解散命令も視野に置いておるといったような厳しい指導があったと記憶しております。

TMKにおいて第4期事業報告書を提出できる見込みはありましたか。

ございません。

どうしてですか。

まず、第3期の事業報告書を提出するときに一応会計監査を受けました。その時点で残った資金を支払いましたのでほぼ枯渀をしたという状況であったことと、先ほどの事業の継続性については依然として全く解決のめどが立たなかったといったような状況でございました。

その監査費用のほか、当時どのような支払いが不可能となる見込みでしたか。

賃料についてはほぼ約1年支払っておりませんし、その当時必要であったその他の費用ですね。それからあと第4期にかかる法人税、さらには固定資産税の請求書も来ておりました。また、不動産取得税の関係も当然予想されておった状況でございます。

そのような状況を踏まえ、やむなく破産の申し立てを行ったのですか。

はい、そうです。

破産申し立てに関しては、三菱地所から反対するとの書面が送付されていましたね。

はい、いただきました。

地所の駒田氏は先ほど東銀リースに対しても協議の場を設定して破産に反対であることを伝えたと証言されていましたが、そのようなことはありましたか。

はい、ございました。

破産を申し立てるに当たって、あなたは誰かに相談していましたか。

はい。弁護士の先生にご相談をしておりました。

優先出資者が破産に反対していることについて、弁護士はどのような意見でしたか。

優先出資者が破産に対して反対の意見があったとしても、取締役として法的に破産の申し立てを妨げるといったものではないというようなご見解をいただいていたと思います。

破産申し立ての費用は東銀リースが負担したことですが、どうして東銀リースが負担することになったのですか。

私は東銀リースの社員でございますけれども、その命令でこのTMKの取締役に就任をしております。ですので、TMKが破産を申し立てるに当たって、TMKにその資金がない、また私個人としてもそれだけの、支援するだけの資金がございませんので、当然のこととして東銀リースがその費用を負担いただいたというふうに理解をしております。

破産申し立ては東銀リースが判断したことになるのですか。

いえ、判断はしておりません。

TMK取締役のあなたが最終的に申し立てを判断したのですか。

はい、そうです。

破産の申し立てによって三菱地所と原告の話し合いができなくなるという状況でしたか。

当時、私はそういった認識はございません。調停についてはまだ継続をされるというふうに、話し合いは継続されるというふうに思っておりました。

実際に調停は継続されましたか。

ええ、調停は継続されていたと思います。

破産手続開始決定に対して、原告から即時抗告はされましたか。

されていないと思います。

原告代理人白川

東銀リースの金融サービス部では不動産流動化S P C管理業務を行っているということでよろしいですね。

はい。

その業務の一環として本件のTMKの設立やその後の事務代行、証人の取締役業務が行われたということでよろしいですか。

はい。

先ほどの主尋問では、現在TMKの取締役に10数社程度就任されてるということですね。

はい。

本件のTMKが設立されたのは平成19年5月18日です。この当時は、証人が関与されてたそのS P C事業は何社ぐらいあったんでしょうか。

はっきりとした数字は覚えてはおりません。

2桁いってるか。

TMKは当時はまだそんなに多くはなかったのではないかと思います

が、今よりは若干少ない程度ではなかつたかと思います。

TMKであるとか特定目的会社であるとか、あるいは合同会社であるとか、その他、証人自身が役員に就任しないとしても、SPC事業として担当している事業は相当数あったということでおろしいですかね。

それは、私が役員に就任をせずに東銀リース社員として事務代行を行つていたということですか。

そうですね。

数は相当数あったというふうに理解をしております。

もう2桁以上は当時からあるということですね。

当時、数字についてははつきり覚えておりません。

先ほどの主尋問でもありましたけれども、証人は東銀リースの命令でTMKの取締役に就任しているということでよろしいですか。

はい。

つまりは、証人がTMKの取締役に就任するというのはもう東銀リース金融サービス部の業務、だから証人も上司に指示に基づいてTMKの取締役に就任すると。で、取締役の業務を行うということでよろしいですかね。

はい。

例えば本件のTMKについて、TMK独自の事務所やデスクがあるわけではないですね。

はい、ございません。

結局、東銀リース金融サービス部のオフィスの中で多数ある不動産、流動化SPC管理業務の一つとして本件のTMKの業務が行われてたということでよろしいですか。

はい、そうです。

乙A第3号証を示す

これは三菱地所から提出されてる書証なんですけども、本件TMKの資産流

動化計画変更届出書です。で、こちらに証人の調印がされていると。で、この届出書の届出事務担当者名、1枚目のところに塩谷昌弘という方の名前が書いてるんですけども、この方は東銀リースの従業員の方ということによろしいですかね。

いえ、違います。

この方はどういう関係の方ですか。

はっきり分かりませんが、恐らく弁護士の先生ではないかと思いますが。

じゃ、弁護士の先生がこの資産流動化変更計画を作成されたということですかね。

そのように思います。

この弁護士に流動化変更計画を作成することを依頼してるのは、東銀リースが依頼されてるということですか。

当時特管者であります三菱地所さんが弁護士さんとの窓口もいただいていたというふうに思っておりますので、三菱地所さんを経由してということであったと思います。

ただ、その弁護士さんとの間の委任契約みたいなものは東銀リースとの間であるということですかね。

いや、明確な委任契約はなかったと思います。TMKとの間ですね。それでは、証人の具体的な業務をお聞きしたいんですけども、TMKの取締役としてどういった業務をされるんでしょうか。

取締役としてですか。

はい。

取締役としては、先ほども申し上げたとおり、TMK自体は優先出資者の意向に従って業務を行う、いわゆる器という立場でございますので、TMKが、あるいは取締役である私が何か作業をするといったこ

とは具体的には求められていなかったと思います。

もうちょっと具体的な仕事としてお聞きしたいんですけども、例えば事業報告書を作成したりとか社員総会の決議に関する事務を行われたり、そういうことは取締役の業務ということには当たらないんですか。

取締役として、例えば先ほどの主尋問の話の中で契約書の調印といったことのお話をしたかと思いますが、そういった事務、そういったことは取締役としての仕事というふうに理解をしております。

そういった事務を行うに当たって、例えば事業報告書をつくるとか、あるいは特管者、優先出資者への通信文をつくるとか、そういった業務というのは、証人ではなく、金融サービス部のスタッフが担当されるということですか。

はい。通常のいわゆる事務ですね。書類を流すといったところについては事務代行会社の仕事でございますので、事務代行会社がその仕事は当たっていたということでございます。

証人は、そうして金融サービス部のスタッフがつくられた書類を確認したりする決裁権者というような位置づけになるんでしょうか。

まあ、調印を行う当事者という立場でございます。

TMKの取締役としての業務を行うに当たって、先ほど上司の決裁が必要がないという証言があったかと思うんですけども、例えばその事業報告書をどうつくるかとか、そういったことというのは東銀リース金融サービス部の中の会議で方針を決めたりするわけですね。

事業報告書の内容でよろしいですか。

はい。

決算を行うのは、事務代行会社として会計税務の業務を行うのは東銀リースでありますので、そういった書面を作成するといったことは行います。

TMKの重要事項については証人も上司の金融サービス部長のアサダ氏にも

相談して方針を決定するとか、そういうことはあるんですか。

TMKの役員として何かご相談することはございません。

東銀リースの業務としてはそういう事務代行をされるということなんですが
れども、定期借地権設定契約や工事請負契約、そういった書類の契約書のデ
ューデリだとか書類の作成とか、そういったことは全くされないということ
ですね。

はい。書類は作成自体にかかわっておりません。

それは、特管者である三菱地所なり、その他の会社が作成したものが送られ
てくると。それに調印するという流れですかね。

そうですね。はい。

本件のTMKの取締役業務に当たって、証人はTMKから給料を受領される
ことはないんですよね。

はい、ございません。

東銀リースの従業員として東銀リースから給料を受領していたということで
よろしいですかね。

はい。

本件のTMKの取締役業務に当たって、証人と東銀リースの間で意見の相違
があって、証人が独自の判断で業務を行ったというようなことはありますか。

判断は東銀リースは行いませんので、そもそも意見の相違といった、
何かそういったものはございません。

決裁権者でいらっしゃるということですけども、その決裁権を与えるとい
うのは、それは東銀リースから決裁権を与えられて、東銀リースの業務として
TMKの業務を行っているということでよろしいですか。

東銀リースは事務受託を行いますので、その前提として役員に就任を
するようにという依頼に基づいて私は役員に就任をし、役員の業務を行
うということでございます。

ただ、その決裁権を与えられることについても、結局それは東銀リースの指揮命令のもとで取締役業務を行ってることで理解は間違いないでしょうか。

取締役に就任をして業務を行うのは東銀リースからの依頼、指示に基づいて行いますということでございます。

それでは、本件建物の工事請負契約の締結についてお聞きします。証人の陳述書には、先ほどからの証言にもあるんですけれども、本事業は優先出資社員の意思によって動いていたという記載があるんですけれども、TMKの取締役が優先出資社員の意向に従って業務を行うということについて何か契約上であるとか法令上の根拠はあるんでしょうか。

法令上の根拠というのは明確に私は存じ上げませんが、当然優先出資者の合意に基づいてTMKというのは運営されているというふうに理解をしておりましたし、そのような同意のもとに役員に対して、請負契約であればその調印の指示が地所さんからあったというふうに理解をしております。

じゃ、端的に言うと、法令上の根拠であるとか契約上の根拠というのは特に意識されてないということですね。

流動化法というのは、そういったツケにあるというふうには理解しておりますが、詳しくは私は存じ上げておりません。

乙B第7号証を示す

証人の陳述書の5ページの6項、この6行目に「そもそも、大洋社は、優先出資社員として本事業の内容を策定する立場にあり、」とありますけれども、優先出資社員にすぎない原告が本事業の内容を策定する立場にあるとか義務があるというのは何か根拠があるんでしょうか。

基本合意書というのは確認はしておりますけれども、その中には、基本的にはこれは原告と地所さんとの共同事業であると。で、基本的に

はこの2者間で協議・合意をしてこの事業を進めるものだというふうには理解をしております。

しかし、その優先出資社員というのは原則として社員総会の議決権はございませんよね。TMKの社員総会の議決権はあるかどうか。

ないと思います。

何か取締役に対して優先出資社員が業務を指示する権限というのはあるんでしょうか。

明確なところの根拠は先ほど申し上げたとおりでございます。

結局のところ、本件建物、建築工事の発注なども優先出資者の合意に基づくというよりも、この事業のスキームをつくった三菱地所、特定資産管理処分受託者の立場にある三菱地所からの指示に基づいて工事発注に至ったということじゃないんでしょうか。

三菱地所さんからご指示があるということは優先出資者さんで合意をされているというふうに私は理解をしておりました。

それと、証人の陳述書あるいは証言の中で、よくTMKは器であると。で、TMKの取締役は機械的に業務を行うというような主張をされているんですけども、機械的にどういう、何に従ってTMKの業務を行うことになるんでしょうか。

先ほど申し上げたとおり優先出資社員のための器でございますので、優先出資社員さんのほうでの合意に基づいて、機械的にといいますか、作業を行うというのが取締役の仕事であると思っております。

じゃ、機械的にというのは、もう優先出資社員の合意に基づいてということでおろしいですかね。

はい、そのように思っております。

甲第20号証を示す

こちらは本件建物の工事請負契約書になるんですけども、工事代金が合計

で49億7700万円となっていますけれども、この工事代金の原資であるとか資金計画についての説明は誰から受けているんですか。

いえ、特に受けておりません。

じゃ、三菱地所からも、資金繰りがどうであるとか、そういう説明は一切受けてないということですか。

はい。

ちなみに、TMK取締役である証人としては、保証金であるとか建築資金の支払いというのはどのようになるのかというふうに思ってたんでしょうか。

流動化計画の中では優先出資が幾らというのはある程度定められておりますが、銀行借り入れについてはまだ未定ということでございました。これが明確になれば、恐らく銀行借り入れからということになるんだろうというふうには理解をしておりました。

その銀行借り入れの状況とかはもう一切確認されてないということですね。

はい、しております。

甲第7号証を示す

これは原告と三菱地所との基本合意書になります。この基本合意書の第6条（マスタースケジュール）には「甲及び乙は、本件事業の早期かつ円滑な実現に向け、別紙3記載のスケジュール表を基本として、本件事業を推進する。」とあります。で、別紙スケジュール表では、ローン条件協議が平成19年4月から5月に行うと。で、第1回の出資・ローンを平成19年6月、第2回出資・ローンを平成20年1月、第3回出資・ローンを平成21年11月に行うことが予定されていますね。こうしたスケジュール表の内容は、確認はされてるんですか。

基本合意書につきましては、送られて、内容は見ております。

証人としても、このスケジュールに従って資金計画が進められるというふうに考えていらしたということですか。

いえ。基本合意書につきましてはあくまでも優先出資者間で合意をされた事項でありますので、それをしてTMKである私が何か義務を負うといったものではないというふうには思っておりますし、スケジュールについてもある程度めどであるというふうには思っておりました。じゃ、このスケジュール表を見て、工事の発注前にもうローン協議が終わり、工事の進捗に応じて着工金や完成時の工事代金が支払われる計画であると、そういう認識ではなかったですか。

その先後というのははっきりと理解をしておりません。

じゃ、証人としては、その資金調達についてはもう一切関知しないと。三菱地所から何も確認せずに、三菱地所の指示のまま請負契約に調印したということでおろしいですかね。

その当時に資金調達ができるできないといった確認をしておりませんし、また役員としてはそういう責任はないというふうには理解をしておりました。

陳述書においては工事途中の21年6月に優先出資者間における資金調達に関する協議が難航していることを知りましたとありますけども、この時点に至っても、工事の一時中止など、そういうことは考えられなかったということですか。

地所さんから、その21年の6月でしたか、報告を受けたのは確かでございますが、あくまでも資金調達につきましては優先出資者さんで協議・合意がなされるといった事項でありますので、私が何か、工事を中止せよとか、そういうことを言う責任というか、そういうものは行うべきではないというふうに思っております。

優先出資者の金額だけだと、保証金であるとか工事代金は明らかに足らなくなると。事業は破綻するということは予測できなかつたでしょうか。

ですから、資金調達は、繰り返しますが、優先出資者さんで協議・合

意がなされるというふうに理解をしておりましたので、そうした手配ができるんであろうということで静観をしたということでございます。

乙B第7号証を示す

この7ページの8項(2)、4行目には「リーマンショックを契機とする不動産市況の低迷から30億円から45億円しか見込めない状況であること」とあるんですけども、この趣旨がよく分からないですけど、どういった意味でしょうか。

ここに書かせていただいているように、要は63億円についての融資予定が、それが30億から45億しか見込めないというようなご報告をいただいたと思いました。

融資の予定がということですね。

はい。

これは誰の説明だったんですか。

三菱地所のご担当者であったと思います。

じゃ、工事については以上で結構です。次、事業報告書の提出についてお聞きします。TMKの第3期、平成21年2月1日から平成22年1月31日の事業年度の事業報告書ですけども、こちらは法定の期限である平成22年4月30日までには作成・提出されてないということでよろしいですね。

・・・・・。

ただ、この平成22年4月30日、法定の作成期限のときにもTMKの預金残高としては135万円ほどあるんですけども、それでも作成されなかつたというのはどうしてでしょうか。先ほどちょっとおっしゃられてましたけども。

はい。主尋問でお話ししたとおりです。

・資金としては変わらないですよね。その後、残高は変わらないですね。

・・・・・。

まあ、継続企業に重大な疑義があるから作成されなかつたということですけども、関東財務局からはこれを作成するように指示を受けてたんじゃないんですか。

指示を受けたのは平成22年11月であったと思いますが。で、平成23年1月に至ってようやく監査法人が関与した計算書類を作成することになったんですね。

はい。

これは関東財務局から指示を受けたから作成したということですか。

そうですね。指示を受けて、それでやりました。この第3期の事業報告書を法定の22年4月30日までに作成していれば、本件事業が破綻してる状況がより早く明るみに出ることになったというふうに思われませんか。

思いません。

それはどうしてですか。

会計決算の状況につきましては、優先出資者さんにはお伝えをしております。で、どういった債務、あるいはどういった損失が発生し得るかといったことについてのご説明を申し上げ、その上で優先出資者さんにこの協議・合意をするようにと依頼を申し上げておりましたので。基本合意書には、基本合意書の当事者、大洋と三菱地所は必要に応じて隨時TMKの帳簿等の関係書類を閲覧することができると規定されていますね。

はい。

しかし、23年3月、だから破産申し立ての前月になるんですけども、原告がTMKがおくれて出した計算書類に疑念を抱いて帳簿等の閲覧を求めるということがありましたね。

はい。

で、そのとき証人は、原告である大洋はTMK、またはTMKの優先出資社

員と利益相反するというような理由でこれを拒否されましたね。

はい、そのような回答をしたと思います。

利益相反するというのはどういったことなんでしょうか。

利益相反というよりも、優先出資者に対して開示は行いますけれども、
当時原告は地権者としてTMKに対しての請求をされていた立場でござ
いますので、そうした方に会計帳簿を閲覧するといったことについて、
私がそれを責任を負うということは必要がないというふうに弁護士のほうとも相談をして決めたわけでございます。

原告の代表者は CHEN, KATO の代理人として帳簿の閲覧を求めていたんじゃない
でしょうか。

CHEN, KATO の代理人としても明確な代理権限というのは判断できませ
んでしたし、また、先ほどのように、要は優先出資者と地権者という
お立場であれば、そこはやはりお立場が違うのではないかというふう
に判断をいたしました。

代理人として、例えば委任状を要求するとか、そういうこともされずに、
もう一蹴されたということですかね。

はい、そういうことですね。

平成23年3月25日、お昼の1時ごろに原告代表者とその役員の計3人が
東銀リース本社に行ったということがありましたね。

はい、ございました。

で、そのとき原告代表者が証人に決算書の説明を求めてたんですけれども、
何かそのときに電話が鳴ったということがありましたか。証人の携帯電話が
鳴ったと。

はい、ありました。

それは誰からの電話だったんですか。

よく覚えておりませんが、社内の電話だったというふうに思ってます。

このときの会議で、証人は原告代表者に対して、定期借地権設定契約を復活してほしいと、そういう懇願をされましたか。

具体的に復活をしてほしいというようなお話をした覚えはありませんが、要は事業についてどのようにお考えで、やはりこれを解決をして前に進めていただきたいという趣旨のお話はしたと思います。

そういった話というのは、それは三菱地所の指示を受けてされたということですか。

いえ、TMKの取締役として。それは今まで優先出資者さんにお願いをしたことと同じでございます。

それなのに翌月に破産申し立てに至ったのはどうしてなんですか。

破産申し立ての経緯は陳述書等にも書かせていただいたとおりでありますし、優先出資者さんのご反対があつてもということは主尋問でもお答えしたと思いますが。

破産申し立てに関してお聞きしますけれども、これは東銀リース内部ではもう破産申し立てをするという判断であったということでおろしいですか。

先ほど申し上げたとおり、東銀リースはそうした判断をしませんので、私のほうで判断いたしました。

先ほどの駒田さんの尋問でもありましたけれども、証人だけじゃなくて上席の部長であるとか役員の方ともその破産について話し合いをされたけども、東銀リースとしてはもう破産をするという判断をされたということではないんですね。

破産の判断は取締役として行いましたし、もちろん破産にかかる費用の負担は東銀リースにお願いをしておりますので、その内容については東銀リースについても説明をし、報告はしております。

先ほど来、優先出資社員の合意に基づいて機械的に業務を行うとおっしゃらされてるんですけども、この破産に関しては優先出資社員である三菱地所も

原告も反対されてる状況で破産を強行されましたね。

はい。優先出資社員が反対の中、行いました。

じゃ、ここでは機械的に業務を行うということではなかったということですね。

本件は弁護士の先生にもご相談をして決定をいたしました。

東銀リースとしては、継続的な取引関係にある三菱地所の意向を無視して破産を申し立てするというのはできないんじゃないでしょうか。

東銀リースがどのようにご判断をするかというのは、私はちょっと分かりません。

じゃ、もう三菱地所は一切、三菱地所の指示を受けて破産をしたということはないということですか。

ございません。

原告代表者堀内

あなたは取締役に会社の命令で就任されたということですが、当然取締役に就任されたときには、事務管理をなさってるわけですから、基本合意書、そのときはもう基本合意書はできてたわけですから、内容を熟読されてますね。先ほども基本合意書の内容は知ってたというふうにおっしゃってましたけども。

熟読というのがどういったことかは。

よく見ていらっしゃいますねということです。

中を見たということについてはありますが、その細かい一言一句まで見たわけではありません。

しかし、あなたは取締役で、事務管理をなさってるわけでしょう。責任あるでしょう。事務管理の一環じゃないんですか。

事務管理の一環で書類を拝見をするといったことはございますし、役員としてこともありますけれども。

この会社はどういう基本合意書のもとにできてるのか、当然気になるでしょう。

気になるか気にならないかというの、当時はそんなに気にはしておりません。

たくさんあるからもうとりあえず何でもええ、名義貸しすればいいという感じやったとは思うんですけども、まあ、分かりました。そしたら、次です。その中に、先ほども質問がありましたけども、原告大洋は、あの中ではたしか甲となってたと思いますけども、随時必要に応じてTMKの帳簿等閲覧できると、そういう明文がありますね。

はい。

大洋は地主であり、その基本合意書ができたときは近いうちに優先出資者にもなると。もちろん地主でもあると。だから、両方の立場でいつでも閲覧できますと、そういうことを三菱地所と我々の間に決定したわけです。我々というのは大洋ですね。あなたは、その基本合意書にはもちろん従う意思はお持ちでしょう。

先ほどの基本合意書についてTMKの取締役として何か義務を負うといったものではないというふうに理解をしておりました。

何で理解ないの。当時、大洋は明らかに地主でしょう。

地主です。

基本合意書は、地主とか優先出資者とか色分けしてませんね。大洋がいつでも、あるいは三菱もそうですけども、いつでもTMKの監査は隨時できると、そうなってますね。

大洋社と地所さんとの間の基本合意書であります。

しかし、それにはTMKと入ってるんです。

TMKをしてこうしたことを行わせしめるという理解でございますので。

じゃ、TMKは特管者の指示のもとに動いてるわけですけども、あなたは私のほうに初めて送ってこられた手紙の中に、TMKは特管者あるいは優先出資者の指示のもとに動くと、そういうふうに明言されてますね。

はい。

じゃ、それに反するやないですか。

会計帳簿の当時の、3月25日のお話ですね。

いや、3月25日もですし、その前からその帳簿閲覧については何回も言つてますね。あなたとこは何回も断つていらっしゃる。

いつの話ですか。

それは破産の前年の年と、その前ぐらいからちょいちょい言ってるんじゃないですか。書類を全部見な分かりませんけど、それを見てたんじゃ1時間もまたかかりますから省略しますけども、あなたは覚えていらっしゃるでしょう。何回もあなたはメールを送つていらっしゃる。もっと前のメールはあなたが送ったんじゃない。三菱さんが書いたものをあなたがメールで送られたと我々は思ってるんですけども。まあ、御存じないかもしらんけど、そういうメールが来てるんです。反対だと。大洋は権限ないと言うんです。それは覚えていらっしゃいますね、権限ないとおっしゃったのは。

いつのどういったご質問なのか、よく分かりませんが。

あなたは先ほど、大洋から閲覧の申し入れもあったけど、それは大洋が利害相反だから拒否したとおっしゃったじゃないですか。

ですから、それは平成23年3月25日のことでございます。

いや、その前です。もっと早くから言うてる。そんな前日や3日前と違います。長い間何回もメールのやりとりがあります。

裁判長

その3月25日よりもっと前から何回もそういう要求があったという記憶はありますか。

チェン社さんからもそういったご要求がありました。で、それは回答しております。で、大洋社さんについては、平成21年12月でしたか、それまで会計帳簿について、総勘定元帳含め、仕訳帳の送付を毎月行っておりました。

原告代表者堀内

えっ、いつまで毎月送りましたって。

平成21年12月だったと思います。

平成21年というと、西暦で何年ですか。西暦で2009年ですか。ほな、破産までの2年前までしか送ってないんですね。2年も前や。

毎月それで送っております。

2年前までは送ってたということですね。

はい。

その後の2年間は何も送ってないと。それは明らかに事務管理者の義務に違反したわけですね。

違反をしたとは思っておりません。

思ってなくとも違反したわけです。契約上ね。

裁判長

違反したかしてないかは、結局そこは意見の相違になるんで。水かけ論になってしまいますから。

原告代表者堀内

ええ。まあ、しかし、事務管理者を請け負っておったとおっしゃってんねやからね。事務管理者の中の業務に入ってますね、毎月のバランスシートを送るというのは。

入っておったとは思いません。

明確に入ってるやない、行う業務って。よく見てください、後でまた。それでは、その日の25日、私たちがあなたとこへ1時ごろに行くという予約だつ

たんですけども、12時50分、10分早く行ったんだ。そしたら、たまたま私がエレベーターへ乗ろうと思ってたら、表に三菱地所の当時の荒木さん、それから速水さんの部下の宮ノ内大資さん、この2人がひょこひょこっと入ってきたんだ。たまたま1時ということで10分前に来たんでしょう。ほんで、何も持つてなかったから恐らく朝から来てたんでしょう。いろいろ打ち合わせをやってたと思います。ところが、うちのあと一緒に来てた2人はその2人のことを知りませんから、僕はそっちを見てなかったから、そしたらその2人が突然ばあっと左のほうへ、向かって左へ突然逃亡したわけです。それでうちの2人がびっくりして、「あっ、あれは見上だ」というような。見上のことを2人は知らんわけです。で、僕がぱっと見たら、2人は顔を左手で。顔は完全に隠れてなかった。こんな格好して隠したつもりでしょう。2人でぱっと逃げた。

裁判長

ちょっと待ってください。そういう事実があったということの質問をまずしていただいたらと思いますが。

原告代表者堀内

ええ。そういう事実があった。

裁判長

ありましたかという質問です。ちょっと答えてください。

私は、そういった地所さんのご担当者がいらっしゃったということは認識しておりません。

原告代表者堀内

その2人のそのときの証言を後に私は確定日付をとって本人から書いてもらった。字をね。それは証拠として、何番でしたかな、出してます。それはあなたも御存じだと思います。それでも私の方は黙ってた。そしたら、エレベーターで上がったら、あなたは奥のほうから。ちょうど昼でしたから1時

ちょっと前、だからもう5分ぐらい前やったでしょう。下で10分前ですか
ら。ほんと、あなたが奥のほうから走って飛んてきて、ぱあっと扉を開けた。
そしたら、受付のところにあなたがぱーんと出てきたから、私はびっくりたん
や。それは覚えてますね、あのときの状況。あなたは飛んで出てきたね、奥
から。

飛んで出たのかというのがよく分かりませんが、お待ちをしていたこ
とは事実です。

ええ、そうですね。それで会議に入ったと。異様な雰囲気の会場でしたね、
あの会場は。あれは普通の会議じゃないよ。

何が異様かはちょっと分かりません。

まあ、それはよろしい。それで、あなたは、その中でいろいろありましたけ
ども、先ほどから質問もありましたけども、終始、私たちはあなたが三菱の指
示で粉飾決算をしてるという確信があったから、帳簿閲覧を何回も求めたわ
けです。ところが、あなたは頑として、三菱を擁護するために、一切それは
拒否されてた。そして、最後のもう終わる間際になって、あなたは真剣なま
なざしで、あの定期借地権、解除した定期借地権を復活してほしいと、それ
をもう執拗に頼まれました。それは覚えていらっしゃいませんか。

先ほどもあったと思いますけれども、明確にそういうお話をしたと
いうことは覚えておりませんが、本件事業について地権者として、また
チェン社さんにある程度影響を持たれると思ってますので、当事者
としてこの事業をどのように進めていただけるのかと、それをお願い
したこと覚えております。

あのとき、あなたの承認を得て、最初から録音させていただきますよと前に
録音機を置いてましたね。

前に置いていたかどうかは覚えておりませんが、録音をするというふ
うなお話はされたとは記憶しております。

ええ、そうですね。前に置いてました。あのときは大事な会議だから特別性能のいいのを、新しいのを買って持っていたんです。その中であなたは執拗に頼んでいらっしゃるわけ。ほんと、私はこう言いましたね。これは三菱地所の仕事やないのかと。あなたは、先ほどもおっしゃったように、TMKの取締役は、土地の解約になったやつを復活せえとか頼むとか、そんなことを言う立場やないんでしょう。三菱地所の特管者の仕事でしょう、そういう話は。

特管者さん、あるいは優先出資者さんに対しては、この事業について、この定期借地権の解除も含め、あと特定資産の取得、開発物件の取得に向けて具体的な協議・合意をしていただくようにお願いはしておりましたし。

いや、ですから、あなたは、そういうようなものを私に頭を下げてあれほど真剣に頼まれるという義務はないでしょう。

義務はないのかもしれません、あくまで、先ほど申し上げたように、優先出資者にも地所さんにも依頼をしておりましたので、その話を原告の堀内社長にも申し上げたということでございます。

ですから、三菱地所さんのためにあなたは特命を受けてやられたと思っていたわけですけども、まあ、真実はここで証明できません、あなたの胸の中にあるですから。はい、これだけです。

被告東銀、同見上、同野中代理人富田

先ほど原告には平成21年12月まで毎月帳簿を送っていたと証言されてましたけども、それ以降送ってなかったわけですよね。それはなぜか、理由があるんですか。

もう優先出資者はチェン社のほうに譲渡されておりましたので、チェン社からご依頼に基づいてはご送付、都度送っておりますので、そこで十分であるというふうに思っておりました。

以 上